

公立大学法人福岡女子大学女性研究者研究活動支援事業の一時保育実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 福岡女子大学女性研究者研究活動支援事業の一時保育（以下「一時保育」）は、乳幼児または学齢児童を養育する福岡女子大学の研究者が職務の都合により、休日等における家庭および通常利用している保育施設での保育が困難な場合に、本学の託児施設で一時的な保育を実施するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「研究者」とは、就業規則第2条第2号に定める教員または、福岡女子大学学術研究員に関する要綱に定める学術研究員をいう。

(一時保育実施日)

第3条 一時保育を実施する日は、地域連携センター女性生涯学習研究部門が一時保育の実施が必要と認める日とする。

(利用資格)

第4条 一時保育を利用できる者（以下、「利用者」）は、本学の研究者であり、かつ、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 当該乳幼児または学齢児童を養育していること。
 - (2) 研究者の職務の都合により、一時保育実施日に家庭および通常利用している保育施設での保育が困難であること。
 - (3) 研究者が男性の場合は、配偶者（事実婚を含む）が研究者であること。
- 2 一時保育できる乳幼児または学齢児童は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
- (1) 原則生後90日目から小学校就学前までの乳幼児または就学中の12歳までの学齢児童であること。
 - (2) 当該乳幼児または学齢児童が健康で集団保育の利用が可能であること。
- 3 研究者の一時保育の利用に空きがある場合、本学事務職員による一時保育の利用を認める。その場合、次の各号のいずれをも満たすものとする。
- (1) 当該乳幼児または学齢児童を養育していること。
 - (2) 事務職員の職務の都合により、一時保育実施日に家庭および通常利用している保育施設での保育が困難であること。
 - (3) 事務職員が男性の場合は、配偶者（事実婚を含む）が被雇用者で、一時保育実施日に出勤していること。

(保育定員)

第5条 一時保育の保育定員は、1日あたりおおむね5名とする。

(業務の委託)

第6条 保育業務は外部の託児事業者に委託できるものとする。

(事前登録)

第7条 一時保育の利用が見込まれる者は、利用に先立ち、別途定める申請書により事前登録をする。登録は年度ごとに更新するものとする。

(利用申込み)

第8条 一時保育の利用希望者は、募集の期間内に別途定める申込書により申込みを行う。

(利用の許可と通知)

第9条 利用希望者からの申込書の提出後、一時保育利用の可否を地域連携センター女性生涯学習研究部門より申込み者に通知する。

(利用料)

第10条 利用料は女性研究者研究活動支援事業（一般型）の補助金採択期間中は無料とする。

2 女性研究者研究活動支援事業（一般型）の補助金採択期間終了後、当分の間は無料とする。

(給食等)

第11条 給食の支給は無いため、利用者は各自弁当、飲み物、おやつを持参するものとする。

2 アレルギーについては施設での個別把握はでき兼ねるため、利用者の責任において地域連携センター女性生涯学習研究部門へ報告するものとする。

(利用の中止等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、地域連携センター長は一時保育の利用を中止させ、または利用の許可を取り消すことができるものとする。

(1) 利用者または当該乳幼児または学齢児童が本要綱第4条で定める利用資格を失ったとき。

(2) 一時保育利用の必要性が無くなったと判断される時。

(3) 当該乳幼児または学齢児童が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の乳幼児または学齢児童に悪影響を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(4) 当該乳幼児または学齢児童が施設の指導等に従わないとき。

(5) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(6) その他、当該乳幼児または学齢児童の一時保育が適当でないと判断される時。

2 一時保育の利用を中止、または利用の許可を取り消す際は、地域連携センター女性生涯学習研究部門より利用者に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、一時保育の実施に関し必要な事項は、地域連携センター長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

附則（平成26年8月1日一部改正）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則（平成28年4月1日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年8月1日一部改正）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。